

入 会 金 及 び 会 費 規 程

この規程は、公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会（以下「協会」という。）の定款第7条による入会金及び会費の種類、徴収方法及び時期その他必要な事項について定める。

（入会金）

第1条 協会の入会金は下記のとおりとし、定款第6条により入会を承認された者は直ちに納入しなければならない。ただし、理事会の承認ある場合は6ヶ月以内の分割納入を認めることがある。

- | | |
|--------|-----------|
| （1）正会員 | 800,000 円 |
| （2）準会員 | 50,000 円 |

（会費の種類）

第2条 協会の会費は、均等割会費と比例割会費よりなる普通会費及び特別会費の二種類とする。

特別会費は、その必要が生じた場合総会の議決を経て徴収することができる。

（均等割会費）

第3条 普通会費のうち均等割会費は次による。

- | | | |
|--------|----|-----------|
| （1）正会員 | 年額 | 210,000 円 |
| （2）準会員 | 年額 | 60,000 円 |

（比例割会費）

第4条 普通会費のうち比例割会費は次による。

- 1 正会員（1）当年初提出の「指名願いに添付する経営規模等総括表（写）」により算出される前歴年計上の測量調査、土木建設コンサル（設計）の合計売上高を基とし、別紙「比例割会費負担率表」により算出した金額とする。
（2）経営規模等総括表（写）の提出がない場合は「測量法第55条8に規定する書類」に基づく総売上高を基として算出する。
（3）前歴年とは、前年の1月より12月の間に行った決算期のものをいう。
- 2 準会員 免除

（納入の時期）

第5条 普通会費は、次により納入しなければならない。

1. 均等割会費は、年2回とし前期分（4月～9月）は4月25日及び後期分（10月

～3月)は9月25日までとする。

2. 比例割会費は、年2期に分割し、前期は7月及び後期は12月の各月25日までとする。
3. 中途加入会員については、会員資格取得の日の属する月より月割りにより納入するものとする。
4. 総会の議決により会費額を変更した場合は、差額清算は後期分によって行うものとする。
5. 会費納入の時期は、必要に応じ理事会の議決により変更することができる。

(払込要領)

第6条 会費払込通知書は、各支払月10日までに会員あてに送付し、会員は前条による期日までに協会又は協会の指定する金融機関(自動振替制度を含む。)に払い込むものとする。

2 会員より協会事務局に直接現金払込があった場合は、領収書を交付するものとする。

(会費台帳及び理事会に対する報告)

第7条 協会に会費台帳を備え付け、会費納入の状況を明確にすると共に納入の状況を理事会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程の制定、改廃変更は、総会の議決によって行うものとする。

2 この規程に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

1. 旧「茨城県測量設計業協会入会金及び会費規程」(昭和61年8月7日制定)は、平成3年5月21日廃止する。
2. 本規程は、平成3年4月1日に遡って施行する。
3. 本規程は、平成20年3月25日から施行する。
4. 本規程は、平成24年3月26日から施行する。
5. 本規程は、平成25年3月8日から施行する。
6. 本規程は、平成25年4月1日から施行する。
7. 本規程は、平成27年5月8日から施行する。
8. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。
9. 本規程は、平成30年5月11日から施行する。

別紙

比例割会費負担率表

区分	売上高	計算式
1	0~30,000千円	一律 50,000 円
2	30,000~100,000千円	$\{(売上高 - 30,000) \times 2.14 / 1,000\} + 50,000$
3	100,000~150,000千円	$\{(売上高 - 100,000) \times 1.02 / 1,000\} + 200,000$
4	150,000~200,000千円	$\{(売上高 - 150,000) \times 1.00 / 1,000\} + 260,000$
5	200,000~250,000千円	$\{(売上高 - 200,000) \times 0.60 / 1,000\} + 310,000$
6	250,000~300,000千円	$\{(売上高 - 250,000) \times 0.40 / 1,000\} + 340,000$
7	300,000~400,000千円	$\{(売上高 - 300,000) \times 0.40 / 1,000\} + 360,000$
8	400,000千円以上	一律 400,000 円

1. 区分ごとの負担率により算出された額の 1,000 円未満は、切り捨てるものとする。

2. 売上高区分 2 については、下記の計算例による。(例 95,500 千円)

$$\{(95,500 - 30,000) \times 2.14 / 1,000\} + 50,000 \text{ 円} = 190,170 \text{ 円}$$

$$\div 190,000 \text{ 円}$$